



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2022.1月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス

代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]

所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号

お問い合わせ/TEL:03-6265-1686 FAX:03-6265-1132

ホームページ/https://legalplus.jp/

## 2022年法改正について

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく  
お願いいたします。

年始ですので、今回は今年の法改正についていくつかご紹介  
します。

### 1 個人情報保護

改正個人情報保護法が施行されます。顧客情報・従業員情報  
をデータベース化して事業活動に利用していれば、中小企業も  
例外ではありません（個人事業主、NPO、自治会等も含まれま  
す）。

本稿では拾いきれませんが、例えば個人情報の漏洩が生じた  
場合の対応が厳格化されています。個人の権利利益の侵害のお  
それが大きい事態については、個人情報保護委員会への報告  
が義務化されるとともに、当該本人への通知も義務化されまし  
た。これまで、前者は努力義務、後者は義務ではありませんで  
したから、きちんとした対応が要求されるということです。

### 2 育児・介護休業法の改正

会社は、育児休業が取得しやすくなるよう環境を整備するこ  
とを求められます。また、妊娠や出産について、申し出をした労  
働者に対し、個別の周知・意向確認をすることも求められます。

有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件も緩和されま  
す。

さらに、男性の育休も取りやすくなります（パパ育休）。子の  
誕生後8週間以内に最長4週間の出生時育休（分割取得可）、  
従来の育休とは別に取得できるようになります。

### 3 パワハラ対策を取る義務

パワハラ対策を講じる義務について、中小企業に認められて  
いた猶予期間は4月1日までです。それ以降はパワハラ対策の措  
置を講じる義務が生じます。

- ・パワハラに関する方針を明確化して周知・啓発
- ・パワハラの相談に対応するために必要な体制の整備

・実際にパワハラが起きてしまった際の事後の迅速かつ適切な  
対応

・相談者・行為者のプライバシーを保護してその旨を労働者に対  
して周知すること・パワハラの相談を理由とした不利益取り扱い  
の禁止

罰則はありませんが、上記のような義務が課せられることに  
なりますので、早めに体制を整えるようご準備ください（措置を  
講じていない場合、会社の安全配慮義務違反を問われることに  
もなります）。

### 4 成人年齢引き下げ

最後に、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

未成年者との契約は親権者の同意がなければ取り消すことが  
できますが、成人年齢の引き下げにより、今まで20歳未満であ  
れば取り消しが可能であったものが、18歳未満でなければ取り  
消しができなくなります。

企業側のデメリットはないでしょうが、18歳・19歳のお子  
様をご家庭にいらっしゃる場合は特に注意喚起・教育が必要で  
す。

高校を卒業し就職・進学して親元を離れたばかりの18歳でも  
単独で契約（例えばクレジット・ローン等）でき、取り消すことが  
できないからです。

なお、18歳で成人といっても、飲酒や喫煙が20歳以上とさ  
れているのは変わりません。成人したからお酒もたばこもい  
いんだよ、と言われても、それは別だと教えてあげてくださいね。



【成田法律事務所】

所属弁護士：宮崎 寛之（みやざき ひろゆき）

#### プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院修了後、  
弁護士登録（千葉県弁護士会）。日弁連裁判官制度改革・地域  
司法計画推進本部委員。平成29年度千葉県弁護士会常議員。  
主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務  
問題）を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法  
制委員会等の講演の講師も務める。

## 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業  
によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社  
内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・  
内装業、製造業 など

## 取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業  
法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近  
くの事務所へご相談ください。

## （オンライン対応）セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セ  
ミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強  
化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持  
たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざま  
な問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライ  
アンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。

【受付】

TEL:03-6265-1686(平日9:30~18:00)

E-mail:mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】 TEL:03-6265-1817 | 【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100 | 【船橋法律事務所】 TEL:047-407-4680 | 【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371 | 【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761 | 【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031 | 【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350

## 交通事故解決事例

### ご相談内容

Aさんは、休日にバイクで信号のない交差点に進出したところ出会い頭に右側から来た四輪車に衝突され脚の関節を骨折してしまいました。事故後の骨の癒合がおもわしくなく、Aさんは事故後から長く仕事をお休みすることになってしまいました。

ところが、休業4ヶ月でまだ骨も固まりきっていないにもかかわらず、休業損害を打ち切られてしまいました。

### Q

事故のせいで働けない期間は全て休業損害が支払われますか？

法律上、症状固定までに事故によって休業を余儀なくされた期間の失われた収入については、加害者（側保険会社）側が賠償することとなっています。有給休暇の使用を余儀なくされた場合も同じです。

従って、事故の規模・怪我の程度に従った一定の期間であれば、「休業損害証明書」を就業先に書いてもらって保険会社に提出することで、比較的早期に保険会社から休業補償が支払われることが一般的です。

しかし、期間が長くなるに従って「事故による」休業かどうか保険会社により争われやすくなります。そのため、休業を必要とする旨の医師の診断書が必要となったり、医師の診断書があっても任意に休業補償を支払ってもらえなくなることも多くあります。この場合、保険会社に早期に任意に支払ってもらうためにとれる法的な手段は乏しく、社会保険の休業補償などを受けながら生活を行い、症状固定後に訴訟等で時間をかけて争わざるを得なくなることも珍しくありません。

弊所においても、休業中の方についてはお体に無理のない範囲でお仕事復帰をされるか、医師の診断書を取得しておくことをお勧めしております。

本件では、休業損害の範囲について当方と相手方との隔たりが大きく、訴訟提起に至りました。そうしたところ、WEB裁判ができる裁判所に係属することとなりました。

### Q

コロナ下での裁判はどのようなものとなっているのですか

コロナ下において、裁判所はWEB裁判の活用を積極的に推進しています。

WEB裁判では、Microsoft Teams というアプリが導入されており、このアプリのWEB会議システムを利用して訴訟の期日を行っていくことで、裁判所まで1回も出頭することなく和解が成立し訴訟が終結することすらも珍しくなっています。

また、アプリ上にWordファイルやExcelファイル、PDFファイルといった、一般的な文書ファイル・表ファイルがアップロードされて主張整理されるようになり、旧来型の紙ベースで行われていた主張整理に比べて裁判自体も迅速化されてきているようになっています。

本件でも、事件進行が全てWEB裁判で進み、WEB上にアップロードされたExcelファイルを元に迅速に主張整理がなされました。そして、提起から数ヶ月というスピード判断で、裁判官が妥当な休業範囲の心証（訴訟の勝敗についての暫定的な裁判官の考え）を開示しました。

裁判官による心証開示の結果、保険会社も譲歩して速やかに和解が成立。適正な和解金が振り込まれて解決しました。



【市川法律事務所】

所属弁護士：小林 貴行（こばやし たかゆき）

### プロフィール

早稲田大学政治経済学部卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、債務整理、相続、中小企業法務（労務問題）を中心として、「最後の解決の時まで、事件の状況の変化に従ってあるべき道すじを考え続け、お示しする」気持ちを大切に、活動を行う。

リーガルプラスでは、中小企業法務から個人法律トラブルまで、各地域で対応しています。交通事故に関する相談件数は、千葉県を中心に年間800件を超える実績\*がございます。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

\*2021年1月1日～12月31日

## 新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は格別のお引立てを賜り、心より御礼申し上げます。

当法人は、昨年も7事務所(弁護士数14名)の体制下、個人や中小企業のクライアント様から、交通事故・相続紛争を中心としながら多種多様な案件をお引き受けして参りました。昨年10月には業務増加に伴い、東京本部・東京事務所の拡大移転を実施しております。

本年5月には、第74期司法修習を終える複数名の新人弁護士が加入する予定です。

今年も「安心の法律サービスで、あなたを守る」をモットーに、クライアント様へ、より良い法律サービスのご提供をお約束します。

今年もよろしく願い申し上げます。



弁護士法人リーガルプラス  
代表弁護士 谷 靖介

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30～18:00）

【東京法律事務所】 TEL:03-6265-1817    【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100    【船橋法律事務所】 TEL:047-407-4680    【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371    【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761    【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031    【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350